

ガレキ処理加速化の提言

平成 24 年 4 月 13 日

自由民主党

1、基本的考え方

今次災害においては発災当初から政府の対応の遅れや欠如が目立ち、ガレキ処理においても特措法の趣旨が活かされず、ことごとく対応が遅滞している。その経緯や処理遅滞の要因を検証し、広域処理のあり方や処理施設増設のあり方をはじめ、ガレキ処理加速化の為の追加具体策を提言する。

2、進捗状況

宮城県において、仙台市は 25 年度末を待つことなく完了予定であり、他市町村分を引き受ける余力がある。石巻ブロック以外の各ブロックとも計画期間内（平成 25 年度末まで）に概ね完了予定。岩手県分も計画期間内に完了予定。

石巻市において、1 次処理の進捗率は約 5 割、2 次処理は、準備段階であり、石巻市港湾地区に処理施設を建設し、搬入された災害ゴミを分別、破碎、焼却等を予定するも、分別施設や焼却施設が未完成。25 年度末までに 1 / 3 しか焼却できないなか、県外搬出、県外処理分の受け入れ先の選定、再生利用、アスベスト対策等についても未解決である。

3、指摘事項

①ガレキ処理特措法においてガレキ処理を「国の責務」とし、災害廃棄物の処理の内容や実施時期等を明らかにした工程表を定めているにもかかわらず、策定されていない。

②ガレキ処理特措法に定める「契約の指針」や「海のガレキ処理に係る指針」の策定が手遅れとなり、機能しなかった。

③ガレキ処理特措法において環境省をガレキ処理全体を見る部署として定め、内閣総理大臣の総合調整の下、関係行政機関と連携協力してガレキ処理を進める旨規定したにもかかわらず、十分に機能しなかった。

- ④各県とも一般廃棄物処理の経験も人材もなく、行政能力に対する被害の甚大性から見ても国が当初から主導すべきであった。
- ⑤国が直轄で行うことについて県と国が押し問答し、国の代行についても環境省が福島県分に限定し、特措法の代行規定が有名無実化した。
- ⑥石巻ブロックのJ V請負契約では当初、放射性物質を帯びたガレキは別途検討するとされていたが、県外処理分搬出先のうち建設廃棄物共同組合（全国）や木材資源リサイクル組合分が大きな割合を占め、その調整を国が行うべきを怠っていた。他の地域でも業者のみが内諾し、県や自治体が難色を示している。
- ⑦既存の施設を使うのか新設するのか方針が混乱し、分別処理についても地域によって対応がまちまちであった。

4、今後の方向性及び作業工程表の策定についての提言

- ①県内ブロック間の補完、全国広域処理を促すと共に、地域（市町村、県内ブロック）ごとの中間処理、最終処分の工程表を作成し、公表する。
- ②平成25年度末までの完了に向けて、①の工程表を進行管理し、毎月見直し公表する。
- ③震災廃棄物は、リサイクル、土地の嵩上げ、埋立などへの再利用が相当見込める資源でもある。活用工程も含めた全体の専任司令塔を県ごとに設置する。
- ④処理の実態を見ると所要経費は予想以上であり、処理施設の増設等の契約変更についても県の判断で柔軟に対応できることとし、今後の追加的な費用はその全額を国が責任をもって対応することを明示する。
- ⑤自治体の災害廃棄物担当職員や復興担当職員及び作業員等に不足がみられることから、十分な人的支援と宿泊所の確保等の環境整備を図る。
- ⑥今回のガレキ処理及び活用が予想される今後の大災害対応のモデルとなるよう、国は総力を挙げて取り組むべきである。

5、広域処理の推進についての提言

- ①放射能濃度の処理基準については、受け入れ自治体の意見を踏まえ、国の責任において適正な処理基準を新たに設定し、安全性について説明を徹底する。

- ②広域処理については当面、宮城県、岩手県分を対象とすることを周知する。
- ③焼却炉の形式ごとに焼却可能な放射能濃度を国の責任で示し、当該ガレキがその範囲に収まっていることを国の責任で計測、確認する。
- ④従来のゴミとの混合方法など、受け入れ自治体に負担の少ない処理方法について説明を徹底する。
- ⑤焼却灰を海面の埋立に向ける場合に区画内の海水に溶け込むことから処理基準を明確に定める。
- ⑥放射線測定費用、風評対策費用、住民説明会費用、既存施設の減価償却費、受け入れによる残余容量不足分への対応費用、周辺対策費等の追加費用等については、事業を円滑に進めるべく国の責任において柔軟に対応する。
- ⑦ガレキの運搬や焼却までの過程で生じた火災等の事故に対する責任を国が負う。万が一の場合の消防等の支援措置を講じる。

6、ガレキ再利用についての提言

- ①コンクリートくずは、黙っていても使われるが、防潮林等の為に押さえられるとかえって障害となることなどに配慮し、全体の整合性を図る。
- ②木質系のガレキは、焼却か再利用か方針の迅速化、明確化を図る。
- ③津波堆積物は土砂として使えるため、地盤沈下かさ上げや路盤材等への有効利用を図る。
- ④再利用にあたっては、宮城県議会における「いのちを守る森の防潮堤議員連盟」や自治体の意向を最大限尊重する。

7、環境対策についての提言

- ①保管場所のアスファルト舗装、遮水シート等の敷設により、土壤汚染を防止。アスベスト含有物は密封保管等の処理基準を遵守し、周辺地域におけるアスベスト濃度調査を徹底する。
- ②搬入場の敷地境界での空間放射線量及び仮設焼却炉の焼却灰の放射能濃度の測定と公表を徹底する。